皇室事項

御祝電

天皇陛下は、七月十一日モンゴル国の国祭日につき、同月十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十六年七月十四日

東北運輸局長　永松　健次

一　岩手県立宮古水産高等学校
代表者の氏名
（変更前）在原　眞
（変更後）熊谷　正樹

二　宮城県気仙沼向洋高等学校
代表者の氏名
（変更前）瀬戸巳治雄
（変更後）千田　健一

三　秋田県立男鹿海洋高等学校
代表者の氏名
（変更前）工藤　正孝
（変更後）堀川　渉

四　宮城県水産高等学校
代表者の氏名
（変更前）大野　信之
（変更後）亀山　勉

五　青森県立八戸水産高等学校
代表者の氏名
（変更前）江幡　義彦
（変更後）久慈　惠司

登録小型船舶教習事務の休止に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の七の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習事務の全部を休止する旨の届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第三号の規定により、公示する。

平成二十六年七月十四日

東北運輸局長　永松　健次

㈠　登録小型船舶教習実施機関の名称　合同会社白い航跡
㈡　住所　山形県酒田市宮海字中砂畑二十七番地九
㈢　休止する登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地
　合同会社白い航跡　山形県酒田市宮海字中砂畑二十七番地九
㈣　休止する登録小型船舶教習所の種類及び区分
　一級小型船舶操縦士第一種教習所
　二級小型船舶操縦士第一種教習所
㈤　休止期間　平成二十六年六月一日～平成二十七年十二月五日

登録小型船舶教習事務の廃止に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の七の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習事務の全部を廃止する旨の届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第三号の規定により、公示する。

平成二十六年七月十四日

四国運輸局長　澤山　健一

㈠　登録小型船舶教習実施機関の名称　金岡　勝彦
㈡　住所　香川県坂出市加茂町千九十六番地二
㈢　廃止する登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地
　金岡海事事務所登録小型船舶教習所　香川県坂出市加茂町千九十六番地二
㈣　廃止する登録小型船舶教習所の種類及び区分
　一級小型船舶操縦士第一種教習所
　二級小型船舶操縦士第一種教習所
　特殊小型船舶操縦士第一種教習所
㈤　廃止年月日　平成二十六年三月三十一日

通　運

海事補佐人の登録、登録抹消

海事補佐人の登録及び登録抹消を次のとおりしたから、海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第三十条の規定により公示する。

平成二十六年七月十四日

海難審判所長　西村　敏和

登録番号	氏名	登録年月日
二三三八	伊東　由人	二六・五・七
二三三九	田中　智之	〃・〃・〃
二三四〇	中谷　啓二	〃・〃・一一
二三四一	今田　覚	〃・〃・一六
二三四二	加瀬　雅子	〃・〃・〃
二三四三	渡部　直樹	〃・〃・〃
二三四四	堀内　優	〃・六・五
二三四五	仁平　信哉	〃・〃・三〇
二三四六	田野賢太郎	〃・〃・〃

登録抹消		
登録番号	氏名	抹消年月日　抹消事由
七七二	原　盡造	二六・六・三　申請

労　働

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

交通政策審議会は、全国内航鋼船運航業最低賃金（平成8年運輸省最低賃金公示第5号）、海上旅客運送業最低賃金（平成8年運輸省最低賃金公示第6号）、漁業（遠洋まぐろ）最低賃金（平成14年国土交通省最低賃金公示第2号）及び漁業（大型いか釣り）最低賃金（平成19年国土交通省最低賃金公示第3号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第3項において準用する同法第25条第5項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に国土交通省海事局船員政策課「郵便番号100―8918東京都千代田区霞が関二丁目1番3号」あて提出されたい。

1　事案の要旨　最低賃金法第35条第7項の規定に基づく、下記3に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記3に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

2　適用する地域　全国

3　適用する使用者

(1)　船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船舶であって、国内各港間のみを航海する鋼船（次の各号に掲げるものを除く。）の船舶所有者（船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　はしけ

②　内航海運業法（昭和27年法律第151号）第2条第1項各号に掲げる船舶

③　海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶

④　平水区域を航行区域とする船舶及び沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

(2)　船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船舶であって、旅客運送の用に供するもののうち、次の各号に掲げる船舶の所有者（船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　遠洋区域を航行区域とする船舶

②　近海区域を航行区域とする船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶（その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されている船舶を除く。）